



贈与税と暦年課税制度



1年間で貰った額の合計が、基礎控除額110万円まで贈与税がかかりません。毎年可能で、贈与する相手の制限がありません。110万円を超えた場合、超過金額に応じて超過累進税率をかけて、贈与税を納めなければなりません。税率は、特例贈与財産と一般贈与財産に分かれています。

特例税率（特例贈与財産）		
直系尊属（父母・祖父母）から受取が贈与の年の1月1日において20歳以上の子か孫		
基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
400万円以下	15%	10万円
600万円以下	20%	30万円
1000万円以下	30%	90万円
1500万円以下	40%	190万円
3000万円以下	45%	265万円
4500万円以下	50%	415万円
4500万円超	55%	640万円

一般税率（一般贈与財産）		
夫婦間の贈与、兄弟・伯叔父母等からの贈与、未成年者への贈与		
基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1000万円以下	40%	125万円
1500万円以下	45%	175万円
3000万円以下	50%	250万円
3000万円超	55%	400万円



- 備考**
- ① 贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までに贈与税の申告をすること。
 - ② 贈与額が110万円以下の場合、申告の必要はありません。
 - ③ 年末に110万円、年初に110万円だと無税ということになりますが、予定された連年贈与ですと当初から220万円の贈与の分割払いと見なされます。
 - ④ 2人以上から贈与を受けた場合それぞれ110万円の控除枠が使えるわけではなく受贈者単位で計算した合計に対して110万円の枠が利用できます。

※住宅取得等資金の非課税制度と重複して利用可能です。